

第24号議案

令和5年7月20日
任用給与課

給料の特別調整額に関する規程（警視庁）の一部改正について

警視総監より申請のあった標記の件について、申請（別添）のとおり承認する。

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視庁）

警視庁職員任用規程の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容																																								
<p>規 定 整 備</p> <p>第2条第2項 別表第3</p> <p>附則第2項</p>	<p>【警視庁職員任用規程の改正に伴う改正】</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員については管理職に任用しないことから、定年前再任用短時間勤務職員等に係る規定を削除</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【参考】警視庁職員任用規程（抄） （採用の方法）</p> <p>第9条の2 定年前再任用短時間勤務職員は、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、<u>警察官は巡査部長以下の階級、警察行政職員は警視庁行政職員主任職任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第4号）に定める主任の職以下において採用するものとする。</u></p> </div> <p>別表第3を讀替適用していた暫定再任用職員（フルタイム）について、別表第3の削除に伴い、改めて額及び範囲を設定</p> <table border="1" data-bbox="491 965 1465 1128"> <thead> <tr> <th>特別調整額の区分 給料表</th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> <th>区分7</th> <th>区分9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安職給料表</td> <td>114,000円</td> <td>113,100円</td> <td>111,500円</td> <td>101,100円</td> <td>78,900円</td> <td>67,200円</td> <td>63,700円</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表(一)</td> <td>113,800円</td> <td>112,900円</td> <td>111,400円</td> <td>—</td> <td>77,000円</td> <td>67,000円</td> <td>57,800円</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(一)</td> <td>105,900円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>72,700円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(三)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>67,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	特別調整額の区分 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9	公安職給料表	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	78,900円	67,200円	63,700円	行政職給料表(一)	113,800円	112,900円	111,400円	—	77,000円	67,000円	57,800円	医療職給料表(一)	105,900円	—	—	—	—	72,700円	—	医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	67,000円	—
特別調整額の区分 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9																																		
公安職給料表	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	78,900円	67,200円	63,700円																																		
行政職給料表(一)	113,800円	112,900円	111,400円	—	77,000円	67,000円	57,800円																																		
医療職給料表(一)	105,900円	—	—	—	—	72,700円	—																																		
医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	67,000円	—																																		
<p>範 囲 及 び 額</p> <p>別表第2</p>	<p>【保健師を管理職に任用することに伴う改正】</p> <p>警視庁健康管理本部管理第一科長の業務内容を整理し、当該ポストに就く職種を医師から保健師に変更したことに伴い、別表第2に医療職給料表(三)に係る特別調整額を設定</p> <p>（改正後）</p> <table border="1" data-bbox="491 1429 1465 1592"> <thead> <tr> <th>特別調整額の区分 給料表</th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> <th>区分7</th> <th>区分9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安職給料表</td> <td>129,800円</td> <td>128,800円</td> <td>127,000円</td> <td>115,100円</td> <td>107,100円</td> <td>93,200円</td> <td>88,300円</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表(一)</td> <td>129,600円</td> <td>128,600円</td> <td>126,900円</td> <td>—</td> <td>106,500円</td> <td>92,600円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(一)</td> <td>140,800円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>96,900円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(三)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>92,600円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	特別調整額の区分 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9	公安職給料表	129,800円	128,800円	127,000円	115,100円	107,100円	93,200円	88,300円	行政職給料表(一)	129,600円	128,600円	126,900円	—	106,500円	92,600円	80,000円	医療職給料表(一)	140,800円	—	—	—	—	96,900円	—	医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	92,600円	—
特別調整額の区分 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9																																		
公安職給料表	129,800円	128,800円	127,000円	115,100円	107,100円	93,200円	88,300円																																		
行政職給料表(一)	129,600円	128,600円	126,900円	—	106,500円	92,600円	80,000円																																		
医療職給料表(一)	140,800円	—	—	—	—	96,900円	—																																		
医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	92,600円	—																																		
<p>施 行 期 日</p> <p>附則第1項</p>	<p>令和5年8月1日</p> <p>（ただし、改正後の別表第2の規定は、令和5年2月27日に遡及して適用）</p>																																								

監．警．給．諸第 3777 号
令和 5 年 7 月 1 2 日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
小 島 裕 史
(公 印 省 略)

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）
下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和
26 年東京都条例第 75 号）第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき承認方申請します。

記

- 1 改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程（昭和 35 年 4 月 15 日警視庁訓令甲第 14 号）
- 2 改正の理由
下記の 2 点について改正の必要が生じたもの
 - (1) 医療職給料表（三）に対応する特別調整額の区分の規定
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の特別調整額に関する規定の削除
- 3 改正案文等
別添のとおり
- 4 施行期日
令和 5 年 8 月 1 日
(医療職給料表（三）に対応する特別調整額の区分の規定については令和 5 年
2 月 2 7 日から適用する。)

訓令甲第 号

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

警視総監 小島裕史

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程

給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の職にある職員に支給する特別調整額の額は、当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第2の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第2中

医療職給料表 (一)	140,800円	—	—	—	—	96,900円	—
---------------	----------	---	---	---	---	---------	---

を

医療職給料表 (一)	140,800円	—	—	—	—	96,900円	—
医療職給料表 (三)	—	—	—	—	—	92,600円	—

に

改める。

別表第3を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年8月1日から施行し、この訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第2の規定は、同年2月27日から適用する。
- 2 改正後の規程第2条第1項の職にある地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に支給する特別調整額

の額は、改正後の規程第2条第2項の規定にかかわらず、当該職員に適用される給料表及び改正後の規程別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する次表の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定による承認を受け、同条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

給料表	特別調整額の区分						
	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	78,900円	67,200円	63,700円
行政職給料表(一)	113,800円	112,900円	111,400円	—	77,000円	67,000円	57,800円
医療職給料表(一)	105,900円	—	—	—	—	72,700円	—
医療職給料表(三)	—	—	—	—	—	67,000円	—

給料の特別調整額に関する規程（昭和 35 年 4 月 15 日訓令甲第 14 号） 新旧対照表（抄）

改正案	現 行
<p>第 1 条 （現行のとおり） （範囲及び額）</p> <p>第 2 条 給料の特別調整を行う職は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の職にある職員に支給する特別調整額の額は、<u>当該職員に適用される給料表及び別表第 1 に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第 2 の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定による承認を受け、同条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>第 1 条 （略） （範囲及び額）</p> <p>第 2 条 給料の特別調整を行う職は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の職にある職員に支給する特別調整額の額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 当該職員に適用される給料表及び別表第 1 に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第 2 の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定による承認を受け、同</u></p>

(削除)

第3条及び第4条 (現行のとおり)

別表第1 (現行のとおり)

別表第2 (第2条関係)

特別調整 額の区分 ＼ 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給 料表から	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行の とおり)	(現行のと おり)	(現行の とおり)	(現行の とおり)

条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあつては、その額に職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び別表第1に掲げる特別調整額の区分に対応する別表第3の額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

第3条及び第4条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第2条関係)

特別調整 額の区分 ＼ 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給 料表から	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

医療職給 料表 (一)ま で							
医療職給 料表 (三)	二	二	二	二	二	92,600 円	二

(削除)

医療職給 料表 (一)ま で							
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第3 (第2条関係)

特別調整 額の区分 ＼ 給料表	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給 料表	114,000 円	113,100 円	111,500 円	101,100 円	78,900 円	67,200 円	63,700 円
行政職給 料表 (一)	113,800 円	112,900 円	111,400 円	二	77,000 円	67,000 円	57,800 円
医療職給 料表 (一)	105,900 円	二	二	二	二	72,700 円	二